

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十六号）（警務課）

一 趣旨

平成二十八年度における警察官六十四人の増員に伴い、警察官の階級別定数を改定するための改正

二 内容

平成二十八年度における警察官六十四人の増員に伴い、警視の定数「二百八十五人」を「二百八十七人」に、警部の定数「六百七十三人」を「六百七十七人」に、警部補及び巡查部長の定数「六千八百四十九人」を「六千八百八十八人」に、巡查の定数「三千五百八十九人」を「三千六百八十八人」に改める。

三 施行期日

平成二十八年四月一日